

『山梨県立北病院入院患者等給食業務』

委託事業者候補者選定基準

令和3年10月13日

地方独立行政法人山梨県立病院機構  
山梨県立北病院

## 1 選定基準の趣旨

- ・この基準は、山梨県立北病院入院患者等給食業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が事業者候補者を選定するための採点の手順及び選定基準を定めたものである。

## 2 評価機関

- ・選定委員会は、本選定基準に従って提案事業者の評価を行う。
- ・山梨県立北病院は受託者の決定にあたり、選定委員会の評価を参考にするものとする。

## 3 評価の方法

- ・選定委員会は、参加者の提案書及び見積書を参考に、本選定基準、山梨県立北病院入院患者等給食業務委託実施仕様書及びプロポーザル実施要領に基づき、下記の手順によって採点を行う。

### (1) 技術及び価格評価

#### ① 区分及び配点

- ・技術及び価格評価の区分及び配点は、下記の表のとおりとする。

区分	審査項目	配点	
技術点	1 提案書	5,000点	8,000点
	2 プレゼンテーション	3,000点	
価格点	1 価格	2,000点	2,000点

#### ②-1 技術点の算出方法

- ・提案書の各項目に対する提案について、次の評価基準及び採点表に基づき採点を行う。
- ・プレゼンテーションにおけるヒアリング等において提案書の内容に疑義が生じたときは、選定委員会において評価を下げる場合がある。
- ・技術点1 = 5,000点 × (各評価の得点の合計 / 満点) 価格点は、次の採点方法に基づいて算出した点数とする。

#### ②-2 提案書評価基準

- ・適合性：仕様に対する妥当性を有し、内容が正当かつ適切と認められること。
- ・明確性：仕様に対する具体的な方法や条件が明示されており、あいまいでないこと。
- ・信頼性：実現方法の信頼性を担保できる具体的な事例、手法、条件、他方式との比較等が示されていること。

### ②-3 提案書採点表

配点	評価内容
5点	非常に優れている。
4点	優れている。
3点	普通である。
2点	評価基準の最低水準である。
0～1点	評価基準を満たしていない又は記載なし。(記載なしの場合0点)

### ③-1 プレゼンテーションの採点方法

- ・2次審査として行うプレゼンテーションは、次のプレゼンテーション項目について、プレゼンテーション評価基準及びプレゼンテーション採点表に基づき採点を行う。
- ・技術点2 = 3,000点 × (各評価の得点の合計/満点)

### ③-2 プレゼンテーション項目

- ・北病院における給食業務運営の基本的考え方
- ・給食業務の実施方法
- ・技術提案
  - ア 提案書の提案を実現するための具体的方法
  - イ 独自の技術提案と実現のための具体的方法
  - ウ 北病院における給食の患者満足度を上げるための具体的方法
- ・その他

### ③-3 プレゼンテーション評価基準

- ・本件業務に対する基本的な考え方が明確になっているか。
- ・本件業務に対する意欲があるか。
- ・本件業務に対する技術提案は実現性があるか。
- ・プレゼンテーションは分かりやすいか。
- ・質疑に対する回答は明確か。

### ③-4 プレゼンテーション採点表

配点	評価内容
5点	非常に優れている。
4点	優れている。
3点	普通
2点	劣っている。
1点	悪い

### ④-1 価格点の採点方法

- ・価格点は、見積書の金額を次の採点方法に基づいて算出した点数とし、配点は、2,000点とする。

- ・見積書の金額が、予定価格の範囲内にあるとき、1,000 点の基礎点を与え、次の算定式に当てはめて算出した点数を価格点とする。

$$\text{点数} = \underbrace{1,000 \text{ 点}}_{\text{(基礎点)}} + \underbrace{1,000 \text{ 点} \times (1 - \text{見積価格} / \text{予定価格})}_{\text{(加算点)}}$$

## (2) 有効数字

技術点及び価格点の算出に当たっては、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを有効とする。

## 4 事業者候補者の選定

- ・技術点及び価格点の合計点数が最も高い者を、委託事業者候補者として選定する。
- ・合計点数が最も高い者が2者以上あるときは、次の順序で候補者を選定する。
  - ① 技術点が高い者
  - ② 技術点と同点かつ見積価格が同額の場合は、くじ引きにより候補者を選定する。この場合において、くじ引きに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって選定事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。

## 5 提案者が1者の場合の取扱い

- ・提案者が1者の場合でも、選定委員会において評価を行い、当該者の提案によって本件業務を確実に履行することができると判断した場合は、当該者を提案者として選定する。